

②『創業』国家戦略特区等にかかる再検討要請回答

提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
1 福岡市	買い物支援促進に向けた規制緩和	民間事業者が「お買い物代行アプリ」を活用した新たな買い物支援サービスを市内全域で展開予定。こうした事業により、地域の住民等の個人による自動車を使った買い物支援の促進に繋げるもの。	貨物自動車運送事業法第3条及び第36条	同左	一定の要件(買い物支援に係る所得上限の設定など)の下、個人が買い物支援する場合、貨物運送の許可や届出を不要とする。	国土交通省	<p>他人の需要に応じて、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合には、輸送の安全性確保や荷主保護等を図る観点から、貨物自動車運送事業法に基づき、貨物自動車運送事業として実施していただく必要がある。</p> <p>当該許可の取得や届出を行わない地域住民等による有償での貨物運送は、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から懸念があることから、提案を認めることは困難である。</p> <p>なお、125cc以下の原動機付自転車や自転車、徒歩での運送を行う場合や、運送に対する対価は発生しないというスキームであれば、貨物自動車運送事業法に基づく許可の取得や届出は不要となる。</p>	<p>国土交通省の回答では、「有償での貨物運送は、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から懸念があることから、提案を認めることは困難」とあるが、安全性の確保及び配送への対価ではないものと判断される場合には、貨物自動車運送事業法に基づく許可等の不要を希望する。</p>	国土交通省	<p>他人の需要に応じて、有償で自動車を活用して貨物を運送する場合には、輸送の安全性確保や荷主保護等を図る観点から、貨物自動車運送事業法に基づく許可等を受け、貨物自動車運送事業として実施する必要がある。</p> <p>本提案に係る事業においては、買い物代行の依頼の受託者が收受する対価について、アプリ上において、 ①手数料には、運送行為に対する費用は一切含まれないことを明記 ②受託者に対して運送行為に係る費用はすべて自己負担である旨の同意を取得するとされたこと等を総合的に勘案し、貨物自動車運送事業法上の運送の対価としての有償性はないと判断されたため、貨物自動車運送事業法に基づく許可等を要しない。</p>